

令和7年度「しまねの木」活用建築士・工務店認定講習会 開催要領

1 趣旨

県産木材を使用し木造建築の設計を行う建築士や、積極的に県産木材を使用する工務店を対象に、県産木材活用等に関する講習会の受講を条件に、「しまねの木」活用建築士・工務店(以下「認定建築士・工務店」という)として認定します。

認定建築士・工務店は、島根県の森林・林業をめぐる現状や、県産木材を使用する意義について理解を深めていただき、県産木材を納材する県内の製材工場と連携して、県産木材の使用を推進する契機とします。

2 「しまねの木」活用建築士・工務店認定対象者

建築士(個人単位)：講習会を受講し、認定申請書及び宣誓書を提出した建築士※1

工務店(会社単位)：講習会を受講し、認定申請書及びグループ申請書を提出した工務店※2

3 講習会開催日時等

(1)開催日時：令和7年7月25日(金)10:00～12:00

(2)開催方法：対面及びオンライン

・対面会場：サンラポーむらくも「興雲の間」(島根県松江市殿町369番地)

※会場参加は、申込順で30名を上限とさせていただきます。

※申込状況によっては、オンラインでのご参加をお願いする場合があります。

・オンライン：「Zoom」を使用します。

※URLやミーティングID等は後日お知らせします。

(3)講習内容：

- ・島根県の森林・林業をめぐる現状と県産木材を使用する意義
- ・「しまねの木」活用建築士・工務店に関連する事業の概要
- ・JAS構造材実証支援事業
- ・県産木材を使用した木造建築設計マニュアル及び木造建築の注意事項

4 申し込み方法等

(1)申込期日：令和7年7月11日(金)

(2)申し込み、問い合わせ先：

一般社団法人島根県木材協会(690-0886 島根県松江市母衣町55)

TEL：0852-21-3852

FAX：0852-26-7087

E-mail：info8000@shimane-mokuzai.jp

- ・別紙申込書に必要事項を記入し、原則メールでご提出ください。

5 留意事項（よくお読みください）

＜対象の建築士・工務店＞

- ・工務店や設計事務所に複数の建築士が在籍している場合、設計を担当する個々の建築士がそれぞれ認定対象となり、認定を申請する全ての建築士にこの機会にご受講いただくようお願いします。
- ・工務店が支店や営業所などをお持ちの場合、グループ全体もしくは個々の店舗が認定対象となります。
- ・工務店の受講者は、取締役もしくは店長・支店長と同等以上の方が一人以上受講していただきますようお願いします。
- ・県外に在住、在勤されている建築士及び県外の工務店も対象となります。

＜オンライン参加＞

- ・受付締め切り後に、メールにてミーティング ID、URL、パスワード、資料掲載場所等をお知らせします。

＜会場参加＞

- ・会場参加の方は、会場で資料を配布します。

＜受講から認定まで＞

- ・講習会受講後に、アンケートを予定しております。アンケートの提出をもって受講修了とします。
- ・アンケートの提出と併せて、認定申請に必要な書類を提出いただき、書類審査の後、認定が認められる場合は、認定証により通知します。
- ・講習会アンケート及び認定申請書類の提出先は、いずれも「一般社団法人島根県木材協会」となります。

＜その他＞

- ・秋以降にも講習会を予定はしていますが、出来る限り今回の受講をお願いします。

※1「建築士」とは、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条で規定される一級建築士、二級建築士及び木造建築士とします。

※2「工務店」とは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく建築工事若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者とします。